

第 9 次水質総量削減における総量規制基準に係る業種 その他の区分及びその区分ごとの範囲について



中央審議会水環境・土壌農薬部会は 2021 年 3 月に示された第9次水質総量削減の各指定水域における対策の在り方を受け、第 9 次水質総量削減における総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲について 7 月 29 日に行われた水環境・土壌農薬部会で議題に上がりました。

各水域における対策のあり方として、大阪湾や大阪湾を除く瀬戸内海では COD、窒素及びりんのうちいずれも更なる汚濁負荷量の削減のための規制の強化は行わず、これまでの取組を維持するとし、東京湾及び伊勢湾では COD は引き続き汚濁負荷量の削減を進め、窒素及びりんは、総量規制としての更なる汚濁負荷量の削減のための規制の強化は行わず、これまでの取組を維持するとしました。

この内容を踏まえ、第 9 次水質総量削減における総量規制基準の設定方法に関しては、時期区分・業種その他の区分・水域区分については第 8 次水質総量削減における区分を継続することとし、区分ごとの範囲(「C値の範囲」)については東京湾及び伊勢湾における生活系汚濁負荷に係る業種等の COD についての見直し案は表1の通りになります。

表1C 値の見直し案

整理番号	業種その他の区分	Cc等の区分	第8次におけるC値の幅		第9次におけるC値の幅	
			下限	上限	下限	上限
221項の備考(1)	し尿浄化槽(建築基準法施行令(昭和25年 政令第338号)第32条第1項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が501人以上のものに限る。)備考(1)平成18年1月31日以前に設置されたものであって、第2欄により算定した処理対象人員5,000人以下のもの((3)に掲げるものを除く。)	Cco	40	50	40	50
		Cci	30	45	30	45
		Ccj	30	45	30	40

今後の予定として、9 月から 10 月までに改正告示の公布・施工、12 月に総量削減基本方針の策定となっています。

当社では、水質総量規制項目である COD、窒素、りんを始め、BOD 等生活環境項目の分析についても多くの実績と経験があります。ご不明な点がございましたら、お気軽にお問い合わせ下さい。

資料 [2021年7月26日付 環境省報道発表資料](#)

環境検査箇所 武井友宏

